

文教福祉委員会

令和7年6月27日

1 議案審査

- (1) 議案第33号 千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例 【資料】
- (2) 議案第35号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例 【資料】

2 報告事項

【子ども部】

- (1) 中高生世代応援手当の申請受付の開始について 【資料】
- (2) 出産費用助成の申請受付の開始について 【資料】

【保健福祉部】

- (1) 千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（追加分）
支給事業の支給結果について 【資料】
- (2) 分身ロボットOriHimeの設置について 【資料】
- (3) 令和6年度のねずみ対策結果及び7年度実施内容について 【資料】

3 その他

千代田区保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正理由

少子化対策として、東京都が、年齢や所得に関わらない第1子の保育の無償化を実施する。これを受け、千代田区民の第1子の保育園等の利用にかかる保育料を無料とするため、本区条例の一部改正を行う必要がある。

2 改正対象

- (1) 千代田区保育の実施に関する条例
- (2) 千代田区立こども園条例
- (3) 千代田区立幼稚園使用条例

3 主な改正内容

保育料を定める別表を削除し、保育料が無料である旨を明記するとともに、無償化の対象外である延長保育及び預かり保育について、規定整備を行う。

4 新旧対照表

別紙のとおり

5 施行期日

令和7年9月1日

新旧対照表

○千代田区保育の実施に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
○千代田区保育の実施に関する条例 (趣旨)	○千代田区保育の実施に関する条例 (趣旨)
第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施及びその費用に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づく保育の実施及びその費用の徴収に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(削除)	<u>(定義)</u> 第2条 この条例において「乳幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
(保育の実施)	(保育の実施)
第2条 保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもであって、 <u>同法第20条第1項及び第3項の認定を受けたもの</u> に対して行うものとする。	第3条 保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第2号又は第3号に <u>該当する乳幼児</u> であって <u>同法第20条に基づく認定を受けた者</u> に対して行うものとする。
<u>(保育料等)</u>	<u>(費用の徴収)</u>
第3条 通常の保育の実施に係る保育料は、無料とする。	第4条 千代田区長（以下「区長」という。）は、 <u>保育の実施について、本人又はその扶養義務者から、その費用を徴収する。</u>
2 <u>延長保育（通常の保育を実施する時間の終了後に引き続き実施する保育をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、延長保育の利用1月につき11,400円又は1時間につき500円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。</u>	<u>(保育料の額)</u> 第5条 前条の規定により徴収する費用（以下「保育料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。
(削除)	2 <u>扶養義務者は、通常時間終了後引き続き保育を希望するときは、前項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1月につき、11,400円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。</u>
(削除)	3 <u>区長は、前2項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、本人又はその扶養義務者にその額を通知しなければならない。</u>
(削除)	<u>(保育料の納付)</u> 第6条 本人又はその扶養義務者は、前条第3項の規定による通知があったときは、保育料の額を指定された納期限までに納めなければならない。
(削除)	<u>(督促及び滞納処分)</u> 第7条 区長は、本人又はその扶養義務者が保育料を納期限までに納めないときは、期限を指定して督促するものとする。
	2 区長は、前項の規定による督促を受けた者が

	<u>指定された期限までに納付すべき金額を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。</u>																																	
	<u>(保育料の減免)</u>																																	
(削除)	<u>第8条</u> 保育料は、 <u>区長が必要があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</u>																																	
(委任)	<u>(委任)</u>																																	
<u>第4条</u> この条例の施行について必要な事項は、 <u>千代田区長</u> が別に定める。	<u>第9条</u> この条例の施行について必要な事項は、 <u>区長</u> が別に定める。																																	
(削除)	<u>別表（第5条関係）</u>																																	
	<table><tr><th colspan="2"><u>各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分</u></th><th colspan="2"><u>保育料の額（月額）</u></th></tr><tr><th><u>階層区分</u></th><th><u>階層区分の定義</u></th><th><u>3歳未満児（第1子に限る。）</u></th><th><u>3歳未満児（第1子を除く。）及び3歳以上児</u></th></tr><tr><td><u>A</u></td><td><u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u></td><td><u>円0</u></td><td><u>円0</u></td></tr><tr><td><u>B</u></td><td><u>前年度分の特別区民税が非課税の世帯</u></td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td></tr><tr><td><u>C</u></td><td><u>前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯</u></td><td><u>1,900</u></td><td><u>0</u></td></tr><tr><td rowspan="4"><u>D</u></td><td><u>1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯</u></td><td><u>6,700</u></td><td><u>0</u></td></tr><tr><td><u>2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯</u></td><td><u>8,300</u></td><td><u>0</u></td></tr><tr><td><u>3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯</u></td><td><u>9,400</u></td><td><u>0</u></td></tr><tr><td><u>4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯</u></td><td><u>15,400</u></td><td><u>0</u></td></tr></table>	<u>各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分</u>		<u>保育料の額（月額）</u>		<u>階層区分</u>	<u>階層区分の定義</u>	<u>3歳未満児（第1子に限る。）</u>	<u>3歳未満児（第1子を除く。）及び3歳以上児</u>	<u>A</u>	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>	<u>円0</u>	<u>円0</u>	<u>B</u>	<u>前年度分の特別区民税が非課税の世帯</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>C</u>	<u>前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯</u>	<u>1,900</u>	<u>0</u>	<u>D</u>	<u>1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯</u>	<u>6,700</u>	<u>0</u>	<u>2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯</u>	<u>8,300</u>	<u>0</u>	<u>3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯</u>	<u>9,400</u>	<u>0</u>	<u>4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯</u>	<u>15,400</u>	<u>0</u>
<u>各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分</u>		<u>保育料の額（月額）</u>																																
<u>階層区分</u>	<u>階層区分の定義</u>	<u>3歳未満児（第1子に限る。）</u>	<u>3歳未満児（第1子を除く。）及び3歳以上児</u>																															
<u>A</u>	<u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</u>	<u>円0</u>	<u>円0</u>																															
<u>B</u>	<u>前年度分の特別区民税が非課税の世帯</u>	<u>0</u>	<u>0</u>																															
<u>C</u>	<u>前年度分の特別区民税が均等割額のみ の世帯</u>	<u>1,900</u>	<u>0</u>																															
<u>D</u>	<u>1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯</u>	<u>6,700</u>	<u>0</u>																															
	<u>2 前年度分の特別区民税所得割額が58,200円未満の世帯</u>	<u>8,300</u>	<u>0</u>																															
	<u>3 前年度分の特別区民税所得割額が68,000円未満の世帯</u>	<u>9,400</u>	<u>0</u>																															
	<u>4 前年度分の特別区民税所得割額が90,600円未満の世帯</u>	<u>15,400</u>	<u>0</u>																															

5	前年度分の特 別区民税所得 割額が113,000 円未満の世帯	19,100	0
6	前年度分の特 別区民税所得 割額が135,600 円未満の世帯	21,500	0
7	前年度分の特 別区民税所得 割額が158,000 円未満の世帯	23,600	0
8	前年度分の特 別区民税所得 割額が180,600 円未満の世帯	25,500	0
9	前年度分の特 別区民税所得 割額が203,100 円未満の世帯	27,500	0
10	前年度分の特 別区民税所得 割額が225,600 円未満の世帯	29,200	0
11	前年度分の特 別区民税所得 割額が245,800 円未満の世帯	31,000	0
12	前年度分の特 別区民税所得 割額が257,100 円未満の世帯	32,500	0
13	前年度分の特 別区民税所得 割額が268,300 円未満の世帯	34,200	0
14	前年度分の特 別区民税所得 割額が279,600 円未満の世帯	35,700	0
15	前年度分の特 別区民税所得 割額が290,800 円未満の世帯	37,200	0
16	前年度分の特 別区民税所得 割額が302,100 円未満の世帯	38,500	0
17	前年度分の特 別区民税所得 割額が313,300	40,000	0

	円未満の世帯		
18	前年度分の特 別区民税所得 割額が369,600 円未満の世帯	43,400	0
19	前年度分の特 別区民税所得 割額が425,800 円未満の世帯	48,900	0
20	前年度分の特 別区民税所得 割額が482,000 円未満の世帯	53,700	0
21	前年度分の特 別区民税所得 割額が482,000 円以上の世帯	57,500	0

備考

- 1 この表に定める3歳未満児の保育料の額は、年度の初日において3歳未満児である者について、当該年度の間、これを適用する。
- 2 この表に定める3歳以上児の保育料の額は、年度の初日において3歳以上児である者について、当該年度の間、これを適用する。
- 3 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。
- 4 この表において「第1子」とは、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。）のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）をいう。

○千代田区立こども園条例

新（改正後）	旧（現 行）												
○千代田区立こども園条例 （保育料等）	○千代田区立こども園条例 （保育料）												
第8条 通常の育成（短時間保育（幼稚園の教育課程に係る教育をいう。次項において同じ。）及び長時間保育（原則として午前7時30分から午後6時30分までの間に第4条第2号に掲げる者に対し実施する育成をいう。以下この条において同じ。）をいう。）の実施に係る保育料は、 <u>無料とする。</u>	第8条 育成を委託する保護者は、乳幼児の年齢に応じ、別表に定める保育料を納入しなければならない。												
2 預かり保育（短時間保育を実施する時間以外の時間に実施する育成（長時間保育及び次項に規定する延長保育を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、預かり保育の利用1時間につき100円を限度として千代田区規則（次項において「規則」という。）で定める額を納入しなければならない。	2 育成を委託する保護者は、通常時間終了後引き続き育成を委託するときは、前項の規定による保育料のほか、乳幼児の年齢等に応じ、1月につき、5,700円を限度として千代田区規則で定める額を納入しなければならない。												
3 延長保育（長時間保育の終了後に引き続き実施する育成をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、延長保育の利用1月につき5,700円又は1時間につき500円を限度として規則で定める額を納入しなければならない。	3 区長は、前2項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、育成を委託する保護者にその額を通知しなければならない。 （保育料の減免）												
（削除）	第9条 保育料は、区長が必要と認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 （保育料の還付）												
（削除）	第10条 既納の保育料は、還付しない。ただし、区長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 （委任）												
（委任） 第9条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。	第11条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。												
（削除）	別表（第8条関係）												
	<table><tr><th colspan="2">各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分</th><th colspan="2">保育料の額（月額）</th></tr><tr><th>階層区分</th><th>階層区分の定義</th><th>乳児（第1子に限る。）</th><th>乳児（第1子を除く。）及</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）		階層区分	階層区分の定義	乳児（第1子に限る。）	乳児（第1子を除く。）及				
各月初日の在籍乳幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額（月額）											
階層区分	階層区分の定義	乳児（第1子に限る。）	乳児（第1子を除く。）及										

			び幼 児
<u>A</u>	生活保護法（昭和25 年法律第144号）に よる被保護世帯（単 給世帯を含む。）	円 0	円 0
<u>B</u>	前年度分の特別区民 税が非課税の世帯	0	0
<u>C</u>	前年度分の特別区民 税が均等割額のみの 世帯	1,900	0
<u>D</u>	<u>1</u> 前年度分の特別区民 税所得割額が47,700 円未満の世帯	6,700	0
	<u>2</u> 前年度分の特別区民 税所得割額が58,200 円未満の世帯	8,300	0
	<u>3</u> 前年度分の特別区民 税所得割額が68,000 円未満の世帯	9,400	0
	<u>4</u> 前年度分の特別区民 税所得割額が90,600 円未満の世帯	15,40 0	0
	<u>5</u> 前年度分の特別区民 税所得割額が 113,000円未満の世 帯	19,10 0	0
	<u>6</u> 前年度分の特別区民 税所得割額が 135,600円未満の世 帯	21,50 0	0
	<u>7</u> 前年度分の特別区民 税所得割額が 158,000円未満の世 帯	23,60 0	0
	<u>8</u> 前年度分の特別区民 税所得割額が 180,600円未満の世 帯	25,50 0	0
	<u>9</u> 前年度分の特別区民 税所得割額が 203,100円未満の世 帯	27,50 0	0
	<u>10</u> 前年度分の特別区民 税所得割額が 225,600円未満の世 帯	29,20 0	0
	<u>11</u> 前年度分の特別区民 税所得割額が 245,800円未満の世 帯	31,00 0	0

12	前年度分の特別区民 税所得割額が 257,100円未満の世 帯	32,50 0	0
13	前年度分の特別区民 税所得割額が 268,300円未満の世 帯	34,20 0	0
14	前年度分の特別区民 税所得割額が 279,600円未満の世 帯	35,70 0	0
15	前年度分の特別区民 税所得割額が 290,800円未満の世 帯	37,20 0	0
16	前年度分の特別区民 税所得割額が 302,100円未満の世 帯	38,50 0	0
17	前年度分の特別区民 税所得割額が 313,300円未満の世 帯	40,00 0	0
18	前年度分の特別区民 税所得割額が 369,600円未満の世 帯	43,40 0	0
19	前年度分の特別区民 税所得割額が 425,800円未満の世 帯	48,90 0	0
20	前年度分の特別区民 税所得割額が 482,000円未満の世 帯	53,70 0	0
21	前年度分の特別区民 税所得割額が 482,000円以上の世 帯	57,50 0	0

備考

- 1 この表に定める乳児の保育料の額は、年度の初日において乳児である者について、当該年度の間、これを適用する。
- 2 この表に定める幼児の保育料の額は、年度の初日において幼児である者について、これを適用する。
- 3 9月分から翌年3月分までの保育料の額に係るこの表の適用については、「前年度分」とあるのは「当年度分」とする。
- 4 この表において「第1子」とは、特定被

	<u>監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。）のうち最年長の者（同年齢の者が2人以上いる場合はそのうち1人）をいう。</u>
--	---

○千代田区立幼稚園使用条例

新（改正後）	旧（現 行）																	
○千代田区立幼稚園使用条例 （保育料等）	○千代田区立幼稚園使用条例 （保育料）																	
第7条 通常の教育（幼稚園の教育課程に係る教育をいう。次項において同じ。）及び長時間保育（原則として午前7時30分から午後6時30分までの間に第3条第2号に掲げる者に対し実施する教育及び保育をいう。以下この条において同じ。）の実施に係る保育料は、無料とする。	第7条 保育料の額は、別表に定めるとおりとする。																	
2 預かり保育（通常の教育を実施する時間以外の時間に実施する教育（長時間保育及び次項に規定する延長保育を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、預かり保育の利用1時間につき100円を限度として千代田区教育委員会規則（次項において「教育委員会規則」という。）で定める額を納入しなければならない。	2 第3条第2号に該当する幼児については、通常時間終了後引き続き教育を委託することができるものとし、この場合においては、教育を委託する保護者は、1月につき、1,800円を限度として千代田区教育委員会規則で定める額を納入しなければならない。																	
3 延長保育（長時間保育の終了後に引き続き実施する保育をいう。以下この項において同じ。）を利用する保護者は、延長保育の利用1月につき1,800円を限度として教育委員会規則で定める額を納入しなければならない。	3 委員会は、前2項の規定により保育料の額を決定し、又は変更したときは、教育を委託する保護者にその額を通知しなければならない。																	
（削除）	別表（第7条関係） （1） 麹町幼稚園、九段幼稚園、番町幼稚園、お茶の水幼稚園 <table><tr><th colspan="2">各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分</th><th rowspan="2">保育料の額 （月額）</th></tr><tr><th>階層区分</th><th>階層区分の定義</th></tr><tr><td>A</td><td>生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td><td>円 0</td></tr><tr><td>B</td><td>前年度分の特別区民税が非課税の世帯</td><td>0</td></tr><tr><td>C</td><td>前年度分の特別区民税が均等割額のみ</td><td>0</td></tr><tr><td>D</td><td>1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯</td><td>0</td></tr></table>	各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額 （月額）	階層区分	階層区分の定義	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0	C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ	0	D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	0
各月初日の在籍幼児の属する世帯の階層区分		保育料の額 （月額）																
階層区分	階層区分の定義																	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0																
B	前年度分の特別区民税が非課税の世帯	0																
C	前年度分の特別区民税が均等割額のみ	0																
D	1 前年度分の特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	0																

2	前年度分の特別区民税 所得割額が58,200円未 満の世帯	0
3	前年度分の特別区民税 所得割額が68,000円未 満の世帯	0
4	前年度分の特別区民税 所得割額が90,600円未 満の世帯	0
5	前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円未 満の世帯	0
6	前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円未 満の世帯	0
7	前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円未 満の世帯	0
8	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円未 満の世帯	0
9	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円以 上の世帯	0

(2) 千代田幼稚園、昌平幼稚園

各月初日の在籍幼児の属する 世帯の階層区分		保育料の額 (月額)
階層 区分	階層区分の定義	
A	生活保護法による被保 護世帯（単給世帯を含 む。）	円 0
B	前年度分の特別区民税 が非課税の世帯	0
C	前年度分の特別区民税 が均等割額のみ世帯	0
D	1 前年度分の特別区民税 所得割額が47,700円未 満の世帯	0
	2 前年度分の特別区民税 所得割額が58,200円未 満の世帯	0
	3 前年度分の特別区民税 所得割額が68,000円未 満の世帯	0
	4 前年度分の特別区民税 所得割額が90,600円未 満の世帯	0
	5 前年度分の特別区民税 所得割額が113,000円未	0

		満の世帯	
	6	前年度分の特別区民税 所得割額が135,600円未 満の世帯	0
	7	前年度分の特別区民税 所得割額が158,000円未 満の世帯	0
	8	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円未 満の世帯	0
	9	前年度分の特別区民税 所得割額が180,600円以 上の世帯	0

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(千代田区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の千代田区保育の実施に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の保育の実施に係る保育料について適用し、施行日前の保育の実施に係る費用の徴収並びに保育料の額、納付、督促及び滞納処分並びに減免については、なお従前の例による。

(千代田区立こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の千代田区立こども園条例第8条の規定は、施行日以後の育成の実施に係る保育料について適用し、施行日前の育成の実施に係る保育料の額、納入、減免及び還付については、なお従前の例による。

参 考

	歳入事項	現行	無償化後	備考
私立認可保育所 0～2歳児 298名	保育料	約1億4,000万円	0円	東京都の保育所等世帯負担軽減事業費補助金により、保護者から保育料を徴収しないことで、国基準保育料が 全額補助される 。区は国基準保育料のおおむね 1/2の額 を保育料として設定しており、最大で徴収していないため、保育料の収入は0になるが、歳入が約1億5,000万円増える。
	東京都保育所等利用世帯負担軽減事業費補助金	0円	約2億9,000万円	
公立保育園 0～2歳児 111名	保育料	約6,000万円	0円	東京都の保育所等世帯負担軽減事業費補助金により、保護者から保育料を徴収しないことで、国基準保育料の 1/2の額が補助される 。区は国基準保育料のおおむね 1/2の額 を保育料として設定しているため、 減った保育料収入分とほぼ同額の補助金の収入 が見込まれる。
	東京都保育所等利用世帯負担軽減事業費補助金	0円	約6,000万円	

※対象者数は、令和7年6月1日時点の在園状況を基に算出

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

改正育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）が令和 7 年 10 月 1 日付で施行されることに伴い、仕事と育児の両立を支援する観点から、職員の勤務環境の整備に関する規定を新設する。

2 改正内容

仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備

（条例第 18 条の 5 関係）

職員による仕事と育児の両立支援に係る制度の請求等が円滑に行われるようにするため、以下のとおり任命権者の措置義務について明記する。

内容
・職員本人又はその配偶者等が妊娠し、出産したこと等を申し出た職員に対し、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等を行う。 ・3 歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する意向確認等を行う。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和 7 年 10 月 1 日（一部公布日施行あり）

新旧対照表

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

新（改正後）	旧（現 行）
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第18条の3 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。 2 （現行に同じ） （妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等） 第18条の5 <u>教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年千代田区条例第3号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> （1） <u>申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置</u> （2） <u>出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> （3） <u>職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> 2 <u>教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> （1） <u>対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置</u>	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第18条の3 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。 2 （略） （新設）

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 千代田区教育委員会は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の第18条の5第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

中高生世代応援手当の申請受付の開始について

1. 制度概要

- ・ 目 的：中高生世代を養育する者に対し手当を支給することにより、子どもの成長とともに増加する教育費、食費等の経済的負担の軽減を図り、もって中高生世代が安心して暮らすことのできる生活の実現に向けて支援する
- ・ 受給資格者：区内に住所を有し、中高生世代を養育する者
- ・ 対 象 人 数：約 3,200 人
- ・ 手 当 額：中高生世代 1 人につき月額 15,000 円
- ・ 手当支給月：毎年 2 月、6 月、10 月
- ・ 申 請 方 法：
 - ・ 子育て推進課窓口、出張所窓口にて受付
 - ・ 郵送にて子育て推進課へ提出
 - ・ 区ポータルサイトにて申請

2. 初回支給までのスケジュール

広報千代田 7 月 20 日号や HP、SNS にて周知するとともに、対象者あて郵送にて申請に関する案内を送付する。

- ・ 勸奨発送日：7 月 11 日（金）予定
- ・ 受 付 開 始：勸奨通知が届き次第開始
 - ※ただし、令和 7 年 4 月 1 日時点で、千代田区から児童手当の認定を受けている場合は申請不要。
- ・ 申 請 期 限：9 月 30 日（火）
 - ※期限を過ぎた場合、申請した日の翌月分からの支給となります。
- ・ 初回支給日：10 月 24 日（金）予定
 - ※期限までの申請で、最大で 6 か月分（4 月分～9 月分）を支給します。

教育費、食費等の経済的負担の軽減を図るため、千代田区は新たな手当の支給を開始します。

教育委員会資料 3 - 2
令和 7 年 6 月 2 7 日

中高生世代応援手当 始まります！

	対象者	※ 中学生、高校生世代 の児童を養育し、区内に在住する方 ※12歳に達する日後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方
	支給額	児童1人につき 月額15,000円 (この手当は雑所得に該当します。雑所得の収入状況によっては所得の申告が必要になる場合や、非課税世帯から課税世帯に変更となる場合があります。)
	支給時期	毎年 2 月・6 月・10 月 (それぞれ前月までの分を支給します) 初回の支給は、 令和 7 年10月下旬予定 です。
	申請の可否	裏面のフローチャートをご覧ください。 ※児童手当の受給状況によっては、申請が不要な場合があります。

申請が必要な方



申請方法

返信用封筒に必要書類を同封し、郵送するか、区役所 2 階子育て推進課窓口または各出張所窓口へ提出してください。
区ポータルサイトで申請することも可能です。
申請は随時受け付けております。

ポータルサイトの申請はこちらから



申請期限

令和 7 年 9 月 3 0 日(火)
※最大で令和 7 年 4 月分からの支給が可能です。期限を過ぎた場合、申請した日の翌月分からの支給となります。

例) 令和 7 年 9 月 3 0 日までに申請した場合

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月
					 申請	 支給 (10月下旬)				 支給 (2月下旬)
最大 4 月～9 月分 (区内に在住している期間により異なります。) の支給が可能です。 支給の時期は、認定処理の時期により異なります。*						2 月下旬支給分 (10月～1 月分)				

※認定処理の時期によっては申請期限前に申請した方でも、初回支給 (10月下旬) に間に合わない場合があります。

 **10月以降に申請した場合、4 月～9 月分は受給できません。支給は、申請した日の翌月分からとなります。**
例) 10 月 5 日申請→11 月分からの支給

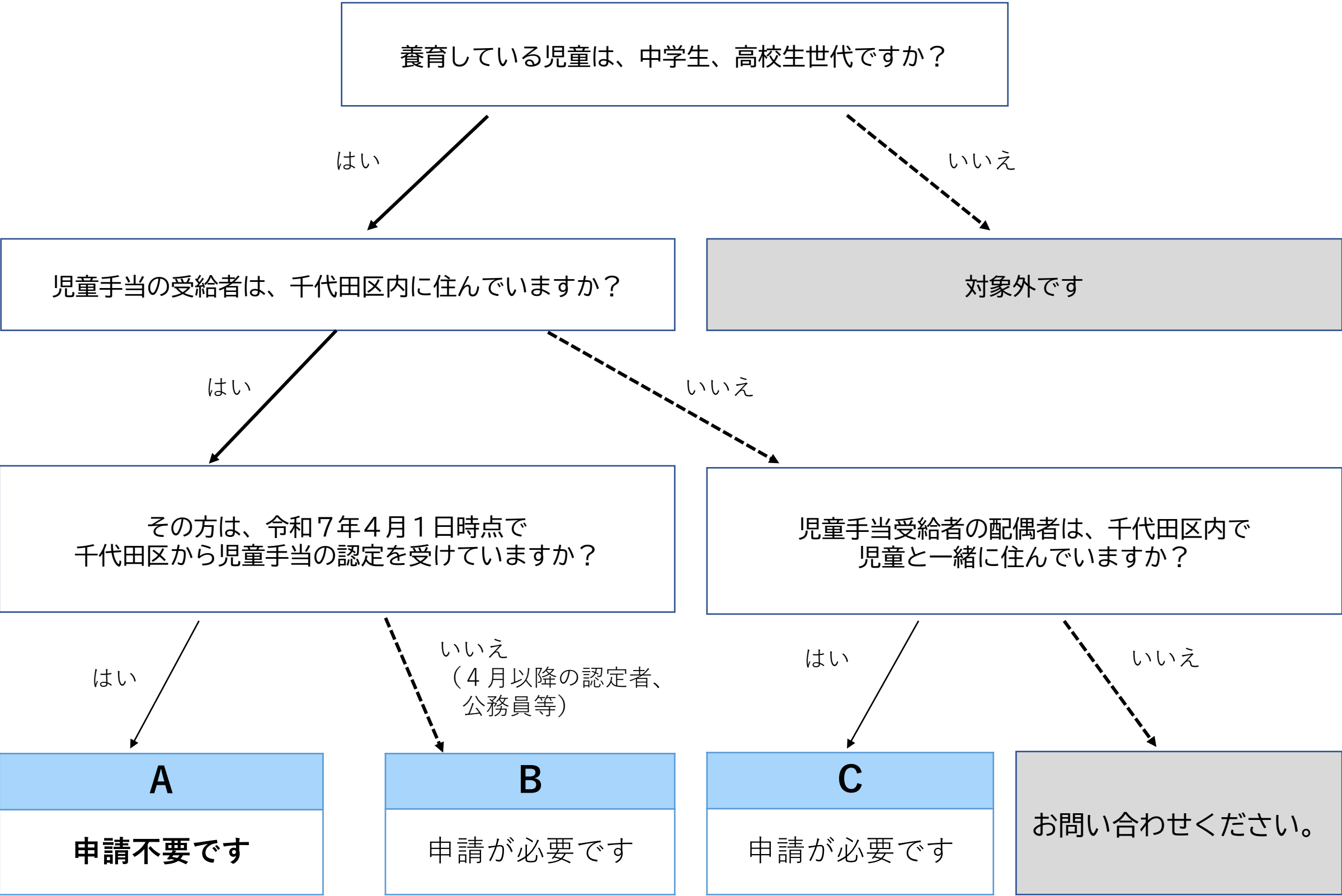
詳細はHPをご覧ください。

問合せ先

千代田区 教育委員会事務局 子育て推進課 手当・医療係
電話番号：03-5211-4230
E-mail：kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp
〒102-8688 東京都千代田区九段南1-2-1



申請要否確認フロー



申請者	必要書類
A	<u>申請をすることなく、中高生世代応援手当の認定を受けることができます。</u> （「受給事由消滅・辞退届」を提出することにより、受給を辞退することは可能です。）
B 児童手当受給者	・「中高生世代応援手当 認定請求書」 ・児童手当の受給状況が分かる書類（認定通知書等）
C 千代田区内で、児童と一緒に住んでいる児童手当受給者の 配偶者	・「中高生世代応援手当 認定請求書」

※児童手当受給者の配偶者への支給を希望する方

A・Bのパターンについて、千代田区内で児童と一緒に住んでいる配偶者への支給を希望する場合は、申請が必要です。

- ・「同居父母等への支給に関する申立書」（児童手当受給者が記入）
- ・「中高生世代応援手当 認定請求書」（受給を希望する配偶者が記入）

をご提出ください。

ご不明な点は、下記問合せ先までお問い合わせください。 申請書はHPにも掲載しております。



問合せ先

千代田区 教育委員会事務局 子育て推進課 手当・医療係
電話番号：03－5211－4230
E-mail：kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp
〒102－8688 東京都千代田区九段南1-2-1



区独自手当の中高生世代応援手当を受給されるみなさま

税の申告に関するご案内

中高生世代応援手当は、雑所得に該当し、課税の対象となります。

以下をご確認のうえ、必要に応じて、手続きを行うようにしてください。

※中高生世代応援手当では、児童1人あたり月額15,000円（12か月で18万円）が支給されます。

雑所得とは

雑所得とは、「給与所得」「事業所得」「利子所得」「配当所得」「一時所得」「譲渡所得」「不動産所得」「退職所得」「山林所得」のいずれにも該当しない所得を指します。

～雑所得に該当するものの例～

- 副業で得た所得（ネットオークション・フリマアプリの利益など）
- 都や区が独自で支給する手当（児童育成手当・次世代育成住宅助成など）

申告について

① 所得税（詳細は税務署へお問い合わせください）

- ・給与所得がある方：給与以外の所得（雑所得など）が年間で20万円を超える場合、確定申告が必要です。
- ・自営業の方：雑所得を含めた所得の合計額が、所得控除額より多い場合、確定申告が必要です。（配当控除等の税額控除により不要になる場合もあります。）

② 住民税（詳細は税務課へお問い合わせください）

確定申告を行っていない場合、住民税の申告が必要です。

※中高生世代応援手当は課税対象となるため、所得によっては、住民税が非課税から課税となる場合があります。

申告に関するお問い合わせ先

<①所得税について>

【国税庁ホームページ】 www.nta.go.jp

【神田税務署】03-4574-5596（代表）

【麹町税務署】03-3221-6011（代表）

<②住民税について>

【千代田区税務課】03-5211-4191（直通）

【住民税シミュレーション】 zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/chiyoda_top.html



【中高生世代応援手当 担当】

千代田区教育委員会事務局 子ども部 子育て推進課 手当・医療係

TEL 03-5211-4230（直通） メール kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp



出産費用助成の申請受付の開始について

1. 制度概要

- ・ 目 的：経済的負担を軽減し、区内で子どもを持つことを希望する人が、安心して産み育てられると前向きになるよう支援する
- ・ 助 成 額：一度の出産につき最大 31 万円
※出産費用から出産育児一時金、付加給付を控除した自己負担分に助成
- ・ 対 象 者：令和 7 年 4 月 1 日以降に出産した方のうち以下の要件全てを満たす方
 - ①出産前から申請日まで引き続き 1 年以上区内在住である方
 - ②健康保険に加入している方
 - ③出生した子どもと区内で同居している方※妊娠 85 日以上の流産又は死産の場合を含みます。
- ・ 対象人数：約 600 人
- ・ 申請方法：
 - ・ 子育て推進課窓口、出張所窓口または保健サービス課窓口にて受付
 - ・ 郵送にて子育て推進課へ提出
 - ・ 区ポータルサイトにて申請
- ・ 申請期限：出産日から 2 年間

2. 周知方法

以下の方法にて案内を行います。

- ・ 広報千代田 7 月 20 日号への掲載
- ・ 区HP及びSNSへの掲載
- ・ チラシの窓口配架（各受付窓口、産婦人科関係の医療施設等）
- ・ 出生届および児童手当、医療証等の手続き時による案内

3. スケジュール

- ・ 受付開始：7 月 22 日（火）以降順次受付
- ・ 初回支給日：9 月 30 日（火）予定
※以降毎月末に支給決定をした方へ支給します。

1 度の出産につき最大31万円を助成します。

出産費用助成

教育委員会資料 4 - 2
令和 7 年 6 月 2 7 日

◆対象者  : 出産した方のうち、以下の要件全てを満たす方

- ・ 出産日以前から、申請日まで引き続き 1 年以上千代田区民であること
- ・ 健康保険に加入していること
- ・ 生まれた子どもと同居していること

※出産する医療機関は、区内の病院に限られません。 ※妊娠 8 5 日以上流産又は死産の場合も対象です。
※1 年以上の区内在住要件を満たしていない方は、申請まで領収書等を保管してください。

◆助成額 

出産費用の実費額 — 出産育児一時金 = 助成額（最大 3 1 万円）

※助成対象外の費用もあります。

【例 1】 出産費用が 7 0 万円の場合

出産育児一時金 5 0 万円	助成額 2 0 万円
-------------------	---------------

【例 2】 出産費用が 9 0 万円の場合

出産育児一時金 5 0 万円	助成額 3 1 万円	自費 9 万円
-------------------	---------------	------------

◆申請について 

1 必要書類

- ・ 申請書
- ・ 出産費用を支払ったことがわかる領収書
- ・ 出産育児一時金が支給されたことがわかる支給決定通知書
- ・ 出産した方の加入する健康保険情報がわかる書類

2 申請方法：ポータルサイト、郵送、出張所、保健サービス課または子育て推進課窓口

※出産日から 2 年間が申請期限です。

◆問い合わせ先 

千代田区 教育委員会事務局 子育て推進課 手当・医療係

電話番号：03 - 5211 - 4230

E-mail：kosodatesuishin@city.chiyoda.lg.jp

〒102 - 8688 東京都千代田区九段南1-2-1



ポータルサイト

出産費用助成HP

千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金（追加分）支給事業の支給結果について

1 概 要

令和 6 年 11 月 22 日付閣議決定に基づく「重点支援地方交付金」を活用し、物価高の影響を受ける低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯に対して一世帯あたり 3 万円の給付（子育て世帯については児童一人あたり 2 万円を加算）する事業である。

2 内 容

	令和 6 年度千代田区低所得世帯 価格高騰特別支援給付金（追加分）	令和 6 年度千代田区低所得者 子育て世帯こども加算給付金（追加分）
対象 世帯	※以下の条件を全て満たす世帯 ①基準日（令和 6 年 12 月 13 日）時点で住民票が本区にある世帯 ②世帯員全員が令和 6 年度の住民税均等割を課されていない又は区の条例により免除されている世帯	「令和 6 年度千代田区低所得世帯価格高騰特別支援給付金（追加分）」の対象世帯で、かつ 18 歳以下（平成 18 年 4 月 2 日から令和 6 年 12 月 13 日までに出生）の児童を扶養している世帯
給付額	一世帯あたり 3 万円	児童一人あたり 2 万円

3 給付方法

（1）通知型
令和 6 年度に 10 万円の給付を受けた世帯には振込日を通知し、指定の口座へ振込
（2）プッシュ型 ※オンライン型を含む
（1）に該当せず、区が課税情報等の支給要件を確認できる世帯には案内書類を送付、同封の確認書を返送してもらい、指定の口座へ振込 ※案内書類に区ポータルサイト上のオンライン申請フォームにアクセスできる QR コードを記載。こちらからの申請に基づき指定の口座へ振込
（3）申請型
以下の世帯は、支給要件を満たすことを確認できる書類を添付した申請書による給付 ② 区が課税情報等の支給要件を確認できない者を含む世帯 ②基準日（令和 6 年 12 月 13 日）時点で別世帯だが扶養する児童がいる世帯

4 支給世帯数の内訳

	非課税世帯	生活保護世帯	その他世帯	合計
価格高騰 特別支援給付金	3,365 世帯	254 世帯	159 世帯	3,778 世帯
こども加算給付金 （子ども数）	211 世帯 （323 人）	8 世帯 （11 人）	92 世帯 （141 人）	311 世帯 （475 人）

分身ロボットOriHimeの設置について

1 事業概要

働く意欲がありながら、外出を伴う就労や長時間就労が困難である重度障害者等の新たな就労機会を創出するため、自宅からでもパソコンやスマートフォン等の操作により就労できる分身ロボット「OriHime」の活用を実証的に実施する。

2 分身ロボット OriHime

カメラ・マイク・スピーカーが搭載された遠隔操作ロボットで、パイロットと呼ばれる操作をする方は自宅等で鮮明な映像を見ながら、その場にいるように自然な会話ができるため、様々な事情で外出が困難な方々の新たな就労手段として活用が期待できる。

3 令和6年度の実績

(1) 配置場所

障害者福祉センターえみふる受付、ちよだんごカフェ

(2) 操作者

身体障害、精神障害、発達障害による外出困難者 7名

(3) 実施業務

接客対応（受付業務、商品の案内等）

(4) 実証期間

令和6年6月1日～令和7年1月31日



©OryLab Inc.

4 令和7年度実施スケジュール

(1) 配置場所

さくらベーカリー（受付、出張販売同行）

(2) 操作者

身体障害、精神障害、発達障害等による外出困難者 6名（前期）

※後期の操作者数は未定

(3) 実施業務

接客対応（受付業務、商品の案内等）

(4) 実証期間

令和7年6月2日(月)～令和8年1月30日(金)の平日
シフト制で配置

- ① 10：00～11：00
- ② 13：00～14：00
- ③ 14：00～15：00
- ④ 15：00～16：00



さくらベーカリーで就労している OriHime の様子

令和 6 年度のねずみ対策結果及び 7 年度実施内容について

1 事業概要

区内のねずみの生息実態の把握と、重点地域での駆除等の対策、区民への啓発等により、ねずみの生息数の減少を図るとともに、効果的な対策について検討し、庁内関係部署や地域住民と協同して取り組みを進めていく。

2 令和 6 年度に実施した対策

(1) 実施内容

	対策項目	実施時期・実施数	実施内容
調査	餌箱による 喫食調査	夏季と冬季 2 回実施	町会地域単位で餌箱を設置し、餌の喫食量からねずみの生息状況を推測
	生体捕獲調査	6 月～9 月	ねずみの駆除も兼ねて、町会地域単位で捕獲かごを設置し、実施
	夜間ごみ排出 状況調査	9 月～11 月	区内全域で、深夜の生ごみ入りごみの排出状況を調査
駆除	重点対策事業	実施地区 4 か所	町会地域単位で、駆除も含めた対策を実施
	即時対応事業	実施地点 5 か所	被害が比較的狭い地域に限定された事案に対し、重点対策事業に準じて実施
相談	個別対応事業	実施数（現場確認） 26 件	保健所窓口における助言、薬剤等の無償配布、相談内容に応じた委託業者による現場確認を実施

(2) 実施結果

① 調査

餌箱による喫食調査、生体捕獲調査では、昨年度と同様に、神田地域での生息が多いことが確認されたが、町会単位での詳細な把握は難しかった。

夜間の生ごみ排出状況調査では、特に繁華街において、生ごみが深夜露出状態で排出された場所が、複数見られた。

② 駆除

重点対策事業では、町会等への事前説明の実施と協力依頼をしたうえで、町会の協力を得ながら実施した。実施した地域では、いずれもねずみの生息数は激減し、対策は非常に有効であった。

また、即時対応事業として実施した地区も同様の手順で行った結果、ねずみの生息数は減少し、対策は有効であった。

③ 相談

相談・苦情件数は 349 件と、昨年度の 418 件に比べ減少した。

相談内容に応じて、ねずみ対策のアドバイスと一緒に、薬剤などの無償配布を実施したことにより、ねずみ対策に関する意識の変化や積極的に協力する方が増加した。

3 令和7年度のねずみ対策

(1) 保健所におけるねずみ対策

① 調査

駆除を兼ねた捕獲調査と夜間ごみ排出状況調査の継続

ア 夜間のごみ排出状況を、町会に提供し、地域全体の改善を促す。

イ 取り扱いが悪い個所について、ごみ排出者に対し、個別に改善指導する。

ウ 昨年度までに重点対策を実施した地域での経過観察の実施。

② 駆除

それぞれ対応可能数を増やし、地域での対策を強化

ア 重点対策事業 (8地域)

イ 即時対応事業 (10地域)

ウ 個別対応事業 (80か所)

③ 区民への啓発

ア 区ホームページの充実

イ 区公式SNSを利用した情報の定期的な発信

ウ 区民向けねずみ対策講座の実施

④ 食品等事業者への啓発

飲食店におけるごみの取り扱いについて講習会等での周知を強化

取り扱いが悪い事業者に対し関係部署と連携して改善指導を実施

(2) 企業等との連携

① (一社) 東京クリーンリサイクル協会 (TCR) との連携

ア 公民協働推進制度による取り組みの支援

② アース製薬 (株) との連携

ア 区民向け対策講習会 (出張所単位) の実施

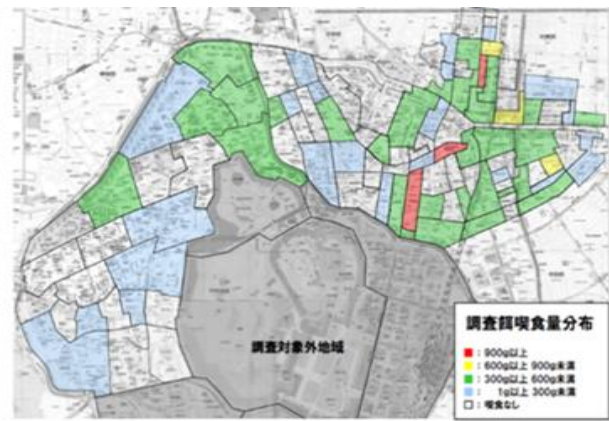
イ これまでのねずみ対策で得られたデータを基にした対策提案の依頼

生息調査

(夏季)



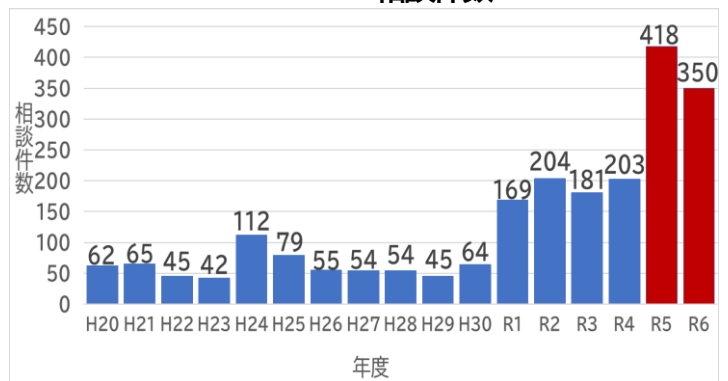
(冬季)



捕獲調査

場所	捕獲率 (%)
和泉橋出張所管内	17.8
万世橋出張所管内	14.7
神田公園出張所管内	21.9
神保町出張所管内	4.1
富士見出張所管内	12.5
麴町出張所管内	2.2
全体平均	12.8

相談件数



夜間ごみ排出状況調査



重点対策の実施状況

神田末廣町会

令和6年 1月 事前調査
 2月～3月 重点対策実施
 5月～8月 重点対策継続
 ねずみ捕獲率 52.5% ⇒ 1.7%

神田五軒町々会

令和6年 8月 事前調査
 8月～10月 重点対策
 ねずみ捕獲率 16% ⇒ 4%

神田栄町会、神田元佐久間町会、神田亀住町会

令和6年 8月 事前調査
 8月～10月 重点対策
 ねずみ捕獲率 12% ⇒ 2%

鍛冶町二丁目町会

令和5年 8月～11月 重点対策実施
 ねずみ捕獲率 85.7% ⇒ 2.4%

令和6年 10月 ねずみが増えてきているとの情報により生息調査実施

12月～令和7年2月
 再度重点対策実施

実施後のねずみ捕獲率 71.4%※

※捕獲したねずみは、捕獲後に全部死亡した。
 殺鼠剤を喫食していたと考えられる。